

市民税・県民税の申告 所得税等の確定申告

平成30年1月16日発行
市民税課

☎229-3130 FAX 229-3331

三重県教育文化会館と市内24カ所の出張会場で、申告相談会を開催します。

申告会場では、税務署職員や市職員がアドバイスしながら、会場備え付けのパソコンで申告書の作成をお願いします。



会場によって受け付けできる申告が異なります

出張会場では以下の申告は受け付けできません。三重県教育文化会館会場へお越しください。

- 青色申告
- 損失申告
- 株式や土地などの譲渡所得・山林所得・先物取引に係る雑所得のある申告
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告
- 亡くなった人の申告
- 外国籍の人の申告
- 外国に住んでいる親族を扶養にとる人の申告
- 個人事業者の消費税・地方消費税・贈与税の申告
- 特定支出控除の適用を受ける申告
- 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告

申告に必要な主なもの

- 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)の番号確認ができるものと身元確認および代理権の確認ができるもの)
- 印鑑(認め印)
- 給与、公的年金等の源泉徴収票、各種支払調書など収入の分かるもの(金額に関係なく全て必要)
- 営業、農業、不動産等の収支内訳書(事前に作成してください)
- 各種控除証明書(生命保険・地震保険の控除証明書など)
- 各種保険料納付済通知書(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料納付証明書、任意継続保険料領収証など)

三重県教育文化会館

本館5階(桜橋二丁目142)

2月16日金～3月15日木(土・日曜日は除く)

9:00～17:00(受け付けは16:00まで)

※ただし、2月18日木・25日木は開設

- 駐車場が少なく混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
- 会場の混雑状況によっては、受け付けを早めに終了する場合があります。



出張会場(市内24カ所)

次ページカレンダーのとおり

午前の部 9:00～12:00(受け付けは11:30まで)

午後の部 13:00～16:00

- 会場ごとに受付時間が異なります。
- 各会場では当日受付番号を配布します。混雑状況によっては、午前中に番号を受け取っても、申告・相談が午後になる場合があります。
- 久居地域の会場は久居総合福祉会館です。昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。
- マイナンバー(個人番号)については本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- 寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領証など
 - 平成29年中の医療費領収証(必ず事前に支払った医療費の合計と補てんされた金額の合計を集計してください)または医療費控除に関する明細書、おむつ証明書・ストマ用装具使用証明書など医療費控除に必要な各種証明書など
 - 所得税等が還付になる人は、申告者名義の口座番号が分かるもの
 - 昨年までにe-Tax(電子申告)を利用して申告した人は、利用者識別番号通知書と暗証番号の分かるもの(市民税・県民税の申告の場合は不要)
- ※申告内容によっては、他に書類が必要になることがあります。